

第3期中野市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「第3期中野市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務」を委託するにあたり、参加資格、手続きを定め、最適な事業者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 第3期中野市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和7年3月24日まで
- (4) 上限提案額 3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 スケジュール

| 項目 | 期限等 |
|-----------|-------------------------|
| 公告 | 令和5年10月26日(木) |
| 質問書提出期限 | 令和5年11月2日(木)午後5時まで |
| 質問書回答 | 令和5年11月8日(水) |
| 参加表明書提出期限 | 令和5年11月14日(火)午後5時まで |
| 資格確認結果通知 | 令和5年11月17日(金) |
| 企画提案書提出期限 | 令和5年11月27日(月)午後5時まで |
| 書類審査 | 令和5年11月28日(火)～11月30日(木) |
| 選定結果通知 | 令和5年12月5日(火) |
| 仕様の協議及び見積 | 令和5年12月上旬(予定) |
| 契約締結 | 令和5年12月中旬(予定) |

※期日又は期間は、変更になる場合があります。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、参加表明書を提出する日において、次の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者
- (2) 令和4・5・6年度物品等競争入札参加資格者名簿の【各種調査企画】421Bコンサルティング（建設コンサルタント等を除く）に登録がある者
- (3) 中野市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程（平成17年中野市訓令第28号）の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者
- (4) 会社更生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者（再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (5) 国税及び地方税の滞納がない者
- (6) 中野市暴力団排除条例（平成24年中野市条例8号）第2条第2号及び第3条に該当しない者であること。
- (7) 過去5年間（平成30年4月1日～令和5年3月31日）において、国の機関又は地方公共団体が発注する市区町村子ども・子育て支援事業計画策定支援業務（ニーズ調査を含む）及び子どもの貧困対策計画策定業務並びに子ども・若者計画策定業務等類似計画の受注実績を有する者。
- (8) JISQ27001(ISMS)若しくはJISQ15001(プライバシーマーク)を取得している者

5 質疑及び回答

- (1) 質疑の受付
 - ① 受付期間 令和5年10月27日(金)から11月2日(木)午後5時まで
 - ② 提出先 中野市 子ども部 子育て課 子ども支援係

kosodate@city.nakano.nagano.jp

- ③ 提出方法 質問書（様式1）により、メールにて提出

(2) 質疑への回答

- ① 回答期限 令和5年11月8日(水)
② 回答方法 市公式ホームページに掲載

(3) その他

- ① 電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は受け付けない。
② 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から確認の問い合わせを行う。

6 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 参加表明書（様式2） 1部
② 事業者概要調書（様式3/会社パンフレット等も添付可） 1部
③ 業務担当者経歴調書（様式4） 各1部
④ 業務実績調書（様式5） 1部
⑤ 市税等の納税証明書（証明書は発行から3か月以内のものとする。） 各1部

(2) 提出期間 令和5年11月14日(火)午後5時まで

(3) 提出先 〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号

中野市 子ども部 子育て課 子ども支援係（市役所2階）

(4) 提出方法 持参又は郵送による（配達証明書留郵便に限る。期間内必着）

(5) その他 指定様式によらないもの、必要書類が整っていないもの及び提出期限を過ぎたものは一切受け付けない。

7 参加資格の確認等

(1) 参加資格の確認、結果通知および企画提案書の提出要請

参加表明書の提出があった者について、提出された参加表明書に基づき参加資格の適格を確認し、令和5年11月17日(金)までに参加資格確認結果をメールで通知する。また、参加資格を有する者に企画提案書の提出を要請する。

(2) 資格を有しないと認めた者に対する理由の説明

資格を有しないと認めた者は、市に対してその理由の説明を求めることができる。

8 企画提案書の作成方法

企画提案書の様式等は、次のとおりとする。

(1) 様式等の形式

- ① サイズ A4判用紙
② 文字方向 横書き（図表等に含まれる文字を除く）
③ 印刷方法 両面、左とじ、カラー印刷
④ 文字ポイント 10.5ポイント以上とする（図表等に含まれる文字を除く）
⑤ ページ番号 表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと。
⑥ ページ数 表紙及び目次を除き、15ページ以内とする。
⑦ その他 文字の書体、文字色、字間及び行間は指定しない。

(2) 体裁

① 表紙

ア 題名（「第3期中野市子ども・子育て支援計画事業策定支援業務委託企画提案書」）を記載

イ 作成年月日（令和〇年〇月〇日）を記載

ウ 法人名称を記載

- ② 目次 表紙の次ページに目次を付すこと。
- ③ 企画提案内容 企画提案項目について、提案内容を記載すること。
- ④ 製本方法 表紙、目次、企画提案内容を1部ごとに左上をステープラ止めすること。

9 企画提案書の提出

企画提案書の提出は次のとおりとする。

(1) 提出書類

① 企画提案書

ア 業務理解・情報収集

現在の子ども・子育て支援計画に関する国及び県の方針等について記載すること。
先進的取組みを行う自治体の事例及び計画、人口同規模自治体の取り組み実例及び計画について記載すること。

イ 計画策定

本市の現状と課題について記載すること。
課題に対する提案を記載すること。

ウ 実施手法・内容

仕様書の業務内容で定める項目を実施するに当たり、具体的な調査方法や整理方法を記載すること。

エ 独自手法

本業務の成果を高めるためにどのような工夫や提案が可能か、本市にどのような貢献が可能か記載すること。その他、自社の優位性等の特記事項があれば記載すること。

オ スケジュール

業務完了までのスケジュールを具体的に記載すること。

② 見積書及び内訳書（任意様式）

(2) 提出期間 令和5年11月27日(月)午後5時まで

(3) 提出先 〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号
中野市 子ども部 子育て課 子ども支援係（市役所2階）

(4) 提出方法 持参又は郵送による（配達証明書留郵便に限る。期間内必着）

(5) その他

- ① 1事業者が複数の提案をすることは認めない。
- ② 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- ③ 8の作成方法に従っていない場合は、失格とする場合がある。

10 審査及び結果通知

(1) 企画提案書の評価・審査

審査委員会において、第3期中野市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託公募型プロポーザル審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき提出書類の書類審査により評価するものとする。なおプレゼンテーションは実施しないが、提出書類に関する質問をメールにて行う場合がある。

(2) 最適候補者の選定

審査委員会は、審査要領に基づき最適候補者及び次点者を選定するものとする。

(3) 審査結果

- ① 審査結果は、企画提案者に通知し、後日公表する
- ② 審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けない。

11 仕様の協議、見積及び契約

仕様の協議、見積及び契約の締結は、次のとおりとする。

- (1) 最適候補者として決定した者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、委託契約の交渉を行う。
- (2) 最適候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は最適候補者の本プロポ

一ザルにおける失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次点者と契約の交渉を行う。

- (3) 契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、本市と受注者が協議のうえ、決定する。
- (4) 契約手続きは、中野市財務規則(平成17年中野市規則第42号)及び関係規程に定めるところによるものとする。
- (5) 本市は、契約締結後においても受注者が本提案における欠格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

12 提出書類の取扱

本プロポーザルの実施に当たり、提案者が本市へ提出する書類の取扱は、次のとおりとする。

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (4) 提出書類は、原則として公表しない。ただし、中野市情報公開条例（平成17年中野市条例第23号）に基づく開示請求があった場合は、提案者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りでない。
- (5) 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがある。

13 その他

その他、本プロポーザルに関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 失格
参加表明者が、次のいずれかに該当する場合、失格とする。
 - ① 審査委員会委員、事務局関係者に本プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
 - ② 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③ 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合
 - ④ 提案価格見積書の記載金額が上限提案額を超えた場合
- (2) 参加の辞退
参加適格者は、企画提案書提出期限まで随時、参加を辞退することができるものとする。この場合、書面に理由等を記載し、市に提出するものとする。
- (3) 追加資料の提出
提出された書類に関して、市から内容確認の問い合わせ又は追加資料の提出を求められた場合、参加表明者は対応するものとする。
- (4) 企画提案の履行
受注者は、企画提案書に基づき、誠実に責任をもって履行すること。ただし、企画提案書のうち、市が不要と認めるものは除くものとする。
- (5) その他
 - ① 提出書類の著作権等の取り扱いについて、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案事業者に帰属する。ただし、審査結果の公表等において、本市が本業務に必要と認める用途については、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
 - ② 本プロポーザルへの参加に関する一切の費用は、提案者の負担とする。

14 事務局

〒383-8614 中野市三好町一丁目3番19号
中野市 子ども部 子育て課 子ども支援係（中野市役所2階）
（課長）戸田 修三 （担当）小林 かず江 松野 寛史
電話 0269-22-2111(代) （内線361・356）
FAX 0269-22-5901
メール kosodate@city.nakano.nagano.jp